

監事行動指針

(公財) 原爆の図丸木美術館 2023 年度監事 楠本／浜地

2024/4/15

- ・ 監事は定款及び「監事監査規程」に従って行動する。監事の行為は法令及び当法人の定款・諸規程並びに当法人が法人外の団体・個人と締結した有効な契約に基づく諸規制に従わなければならない。

なお当面の間、社会的に必要かつ妥当と思われる内容の諸規程・規則等を理事会に提案することも管掌する。ただし当然、これとは別に理事会自身が諸規程・規則等を審議制定することを妨げない。

- ・ 当法人は学芸員を含めわずか 3 人の常勤職員で美術館を運営するという小規模法人であるという実情に留意しつつも、理事会の法人運用権限から独立してその職責を行使するため、以下の行為を行ってはならない。

- 1) 出席した会議において、「監事監査規程」に明文で定められた事柄、及び法規・定款・規程類等に関連する事柄以外の内容について見解を述べること。ただし、議長から特に発言を求められたときは、評議の参考として個人的見解を供することを妨げない。
- 2) 美術館の日常業務において、運営方針策定に係る業務に従事すること。ただし、受付業務・作品展示／撤収業務等、通常アルバイト作業員が行える程度の単純業務を職員の指揮下で行うことを妨げない。その場合でも、監査行為以外では、経理・現金出納等の会計に関する事務作業は、これを行ってはならない。
- 3) その他、法人の運営方針策定に関与する一切の行為。ただし、理事会決定による明示の委嘱があり、その内容が法規・定款及び諸規程に背反するものではなく、かつその行為が監事職の公正さを侵すことは無いと監事全員が認める時は、その限りでない。

- ・ 上記いかなる類型の行為に当たっても、監事監査規程 22 条の定め及びそれを準用した必要経費相当の支給を受けることができる。名目の如何を問わずその余の金品は、法人から受領してはならない。

以上